

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

介護予防居宅療養管理指導

宮城県知事 村井嘉浩

目次

告 示

ページ

○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	二
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	三
○家畜伝染病の発生	(家畜防疫対策室)	三
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	三
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (三件)	(水産林政総務課)	三
○都市計画変更案の縦覧(二件)	(都市計画課)	四
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定	(精神保健推進室)	五

告 示

○宮城県告示第六十八号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和六年二月十三日

事業所の名称 川口歯科医院	事業所の所在地 柴田郡柴田町西船迫一―八―六四	申請者の名称 川口 啓一	申請者の所在地 柴田郡柴田町西船迫一―八―六四	指定年月日 令和六年一月十日
------------------	----------------------------	-----------------	----------------------------	-------------------

○宮城県告示第六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

令和六年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称 株式会社ジェー・シー・アイ北部事業所	事業所の所在地 黒川郡大和町松坂平二丁目五番二号	開設者の名称 株式会社ジェー・シー・アイ	介護サービスの種類 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 介護予防福祉用具販売 介護予防支援	廃止年月日 令和五年十一月三十日
------------------------------	-----------------------------	-------------------------	---	---------------------

○宮城県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

令和六年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

旧 グループホームゆうゆう・多賀城	新 デイサービスセンター健康倶楽部多賀城	旧 多賀城市高崎三丁目二九番一号	開設者の名称 S O U シニアケア株式会社	開設者の所在地 東京都千代田区神田錦町三丁目二三 メットライ フ神田錦町ビル七階	変更年月日 令和六年一月六日
多賀城市高崎三丁目二九番一号	多賀城市高崎三丁目二九番一号	社 S O U シニアケア株式会社	社 S O U シニアケア株式会社	東京都千代田区神田錦町三丁目二三 メットライ フ神田錦町ビル七階	令和六年一月六日

○宮城県告示第七十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第六十六加入区	平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定に示された宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち滝浜、若宮、原、津の宮、合羽沢の区域）	令和六年一月二十六日	本吉郡南三陸町戸倉字合羽沢十一一十二須藤 徹 本吉郡南三陸町戸倉字原六十五一和志 佐々木	漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）第十八条の四に規定するほたて貝等養殖業	四人

○宮城県告示第七十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名 称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第七十加入区	平成十九年宮城県告示第三	令和六年一月二十六日	本吉郡南三陸町戸倉字西入四十八一三	漁業災害補償法施行令（昭	二人

区

百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定に示された宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち水戸、上沢前、門内、長須賀の区域）	西條 信和 本吉郡南三陸町戸倉字西入四十八番地一 菅原 博文	和三十九年政令第二百九十三号（第十八条の四に規定するほたて貝等養殖業
---	--------------------------------------	------------------------------------

○宮城県告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和六年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 都市計画の種類
 - 仙塩広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更しようとする土地の区域
 - 仙塩広域都市計画区域
- 三 縦覧場所
 - 宮城県庁（土木部都市計画課）、仙台市役所（都市整備局計画部都市計画課、塩竈市役所（産業建設部まちづくり・建築課、名取市役所（建設部都市計画課、多賀城市役所（都市産業部都市計画課）、岩沼市役所（建設部都市計画課）、富谷市役所（建設部都市計画課）、松島町役場（企画調整課）、七ヶ浜町役場（建設課）、利府町役場（都市開発部都市整備課）、大和町役場（都市建設課）、大衡村役場（都市建設課）

四 縦覧期間
令和六年二月十三日から令和六年二月二十七日まで

五 注意事項
意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和六年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更しようとする土地の区域

富谷市 日渡の一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課、富谷市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

令和六年二月十三日から同年二月二十七日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和六年二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
みさとまち調剤薬局	遠田郡美里町北浦字船入二一三二〇	令和六年二月一日

二 訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
やまもと訪問看護ステーション	巨理郡山元町高瀬字合戦原五四番地二	令和六年二月一日